

墨田区価格高騰重点支援給付金（こども加算）申請書（請求書）

墨田区長 様

申請日 令和7年3月10日

1 申請・請求者（世帯主）

裏面の【誓約・同意事項】のすべてを確認し、誓約・同意の上申請します。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
スミダ タロウ	昭和・平成・令和	墨田区吾妻橋1-20-23
墨田 太郎	60年 3月 21日	電話：03(1234)5678

2 加算給付金対象児童

	(フリガナ)	申請者 との続柄	生年月日	同居・別居	住所（別居の場合のみ）
1	スミダ タロウ 墨田 川太郎	次男	平成・令和 7年 2月 10日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

【対象となる児童の範囲】

- ア 令和6年12月13日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である平成18年4月2日以降に生まれた児童
イ 令和6年12月13日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している平成18年4月2日以降に生まれた児童
ウ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和6年12月14日以降に生まれた新生児
※すでに墨田区もしくは他市区町村から給付金を受給している児童分は対象外です。
※対象児童が世帯主の場合は、当該児童分は対象外です。

3 申請額・請求額

対象児童数 (2 加算給付対象児童に記入した人数)	1人	×20,000円＝	申請額・請求額	20,000円
------------------------------	----	-----------	---------	---------

4 振込口座（原則、「1 請求者・申請者」名義の口座）

※下欄に記載し、振込先金融口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右詰でお書きください）	口座名義（カナ）
イオン	1:銀行 2:金庫 3:信組 4:信連 5:農協	サクラ 本・支店 本・支所 出張所	1 普通	※「1 申請・請求者」名義に限る ※通帳の標記に合わせてください。
金融機関 コード	支店 コード	0 5 1	0 1 2 3 4 5 6	スミダ タロウ

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※6桁目がある場合は*欄へ記入	※右詰で記入	※通帳の標記に合わせてください。
1	*		

※口座をお持ちでないなどのやむを得ない事情がある方は、窓口給付についてご案内しますので専用ダイヤルへお電話ください。

専用ダイヤル ☎：03-6738-9240

申請期限：令和7年6月30日（月）（当日消印有効）

※裏面も必ずご確認ください

【代理確認・受給記載欄】（代理申請を行わない場合は、記載不要です。）

※代理人は、同じ世帯の方、法定代理人の方等に限られます。

(フリガナ) 代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所	
スミダ ハナ	昭和・平成・令和	※世帯主と同じ場合は同上で可	
墨田 花子	60年 5月 3日	電話 ()	
上記の者を代理人と認め、価格高騰重点支援給付金の確認・請求・受給を委任します。	世帯主と代理人の関係	世帯主氏名	印
	妻	墨田 太郎	

※押印に代えて署名することができます。

【注意】代理確認等を行う場合、世帯主（受給権者）の本人確認書類に加え、代理人自身の本人確認書類を同封してください。なお、本人確認書類の同封がない場合は、受付できません。上記のほか、代理人の方と世帯主の方の間の代理関係を確認できる書類の提出（戸籍謄本・登記事項証明書等）を別途お願いすることがあります。

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認してください。

- ①墨田区価格高騰重点支援給付金（こども加算）（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下ア～カの要件を全て満たすことが必要です。
ア 基準日（令和6年12月13日）に墨田区の住民基本台帳に記録されている世帯
イ 世帯の中に令和6年度住民税所得割額が課税されている者がいない世帯
ウ 世帯の中に令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいない世帯
エ 世帯の全員が令和6年度の住民税が課税されている親族等の扶養を受けていない世帯
※住民税における取扱として、扶養を受けているか分からないときは家族に相談してください。
オ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない世帯
カ 平成18年4月2日以降に生まれた児童（基準日の翌日以降に出生した児童を含む）がいる世帯
- ②確認事項が事実と異なる場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ③給付金の給付要件の該当性等を審査等するため、区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の照会等を行うとや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提出することに同意します。
- ④公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤提出書類に不備があり、区が指定する日までに不備が解消されない場合は、給付されないことに同意します。
- ⑥この申請書は、区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦区が支給決定した後、申請書の不備や振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに区が申請者に連絡・確認ができない場合や区が別に定める期限までに不備等の補正が行われず支給決定を行うことができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧同一世帯ではない児童について、申請者が扶養していることを日本国内において公的に証明する書類が提出できない場合には給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 「墨田区価格高騰重点支援給付金（こども加算）申請書（請求書）」（本書）
※必要事項をご記入ください。
- 「申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）」（いずれか一つ）
※申請・請求者の運転免許証・マイナンバーカード、健康保険証などご用意ください。
※代理人の方が申請・受給する場合は、世帯主の本人確認書類と代理人の本人確認書類をご用意ください。
- 「受取口座を確認できる書類の写し（コピー）」
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（フリガナ）を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

【別世帯の児童分を申請する場合は以下の書類も必要です】

- 「別居している児童の世帯の住民票の写し（コピー）」
※発行日から3ヵ月以内のもの
- 「別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）」
※発行日から3ヵ月以内のもの

※【誓約・同意事項】の確認漏れや添付書類の不備はありませんか。
（記入漏れや添付書類の不備等がある場合、給付を受けられません。）